

軽自動車税（種別割）の税率について

1 原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車

区分		税率(年税額)	標識の色
原動機付自転車	第一種(50cc以下)	2,000円	白色
	第二種乙(50cc超 90cc以下)	2,000円	黄色
	第二種甲(90cc超 120cc以下)	2,400円	桃色
	ミニカー	3,700円	水色
小型特殊	農耕用	2,400円	緑色
	その他	5,900円	緑色
軽二輪車(125cc超 250cc以下)		3,600円	-
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円	-

2 四輪以上及び三輪の軽自動車

車種区分			税率(年税額)						
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
			旧税率 初年度検査年月が平成21年4月以後平成27年3月以前の車両	新税率 初年度検査年月が平成27年4月以後の車両	重課税率 初年度検査年月が平成21年3月以前の車両	グリーン化特例 (軽課税率) 概ね75%軽減	グリーン化特例 (軽課税率) 概ね50%軽減	グリーン化特例 (軽課税率) 概ね25%軽減	
軽自動車	三輪(660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪以上 (660cc以下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	適用なし	適用なし
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	適用なし	適用なし
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	適用なし	適用なし

(1) 旧税率

初年度検査年月が平成 27 年 3 月以前の車両を新規に登録された場合に適用されますが、初年度検査年月が平成 21 年 3 月以前の車両の場合は、(3) の重課税率が適用されます。

(2) 新税率

初年度検査年月が平成 27 年 4 月以後の車両を新規に登録された場合に適用されます。環境性能に応じて、(4) ~ (6) のグリーン化特例（軽課税率）が適用される場合があります。

(3) 重課税率

環境負荷が小さい軽自動車の普及促進のため、新規登録（新車で取得）した日から 13 年を経過した車両について重課税率が適用されます。

注意！ 中古車を購入した場合等は、車両取得日ではなく新規登録年月が基準となります。
新規登録年月は、自動車検査証の初度検査年月欄で確認できます。

(4) 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）

(5) 乗用・営業用：揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする、平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成、かつ令和2年度燃費基準+令和12年度燃料基準70%達成

(6) 乗用・営業用：揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする、平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成、かつ令和2年度燃費基準+令和12年度燃料基準90%達成